

(参考資料)

第1回黒須田川流入水路等ダイオキシン類対策連絡協議会

平成14年6月5日(水), 14時~16時
いさご会館 4階 第7会議室

次 第

- 1 開 会
川崎市環境局長挨拶
黒須田川流入水路等ダイオキシン類連絡協議会設置要綱の説明
構成メンバーの紹介
- 2 議 題
(1) 黒須田川流入水路等ダイオキシン類問題の経緯と対応について

(2) 今後の調査計画等について

(3) その他
- 3 閉 会

黒須田川流入水路等ダイオキシン類対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 黒須田川水系におけるダイオキシン類問題及び川崎市麻生区周辺の大気環境におけるダイオキシン類問題について、川崎市及び国・神奈川県・横浜市が広域的に連携して対策を講じていく上で、連絡調整・協議を図るため、「黒須田川流入水路等ダイオキシン類対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 周辺環境影響調査に関すること。
- (2) 原因の究明と対策に関すること。
- (3) 住民への情報提供に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 連絡協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 連絡協議会の座長は、川崎市環境局公害部長を、副座長は、川崎市環境局生活環境部長をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 座長は、連絡協議会の会議を招集し、議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、川崎市環境局公害部化学物質担当に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は、座長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

別表 黒須田川流入水路ダイオキシン類連絡協議会構成

国土交通省関東地方整備局	
京浜工事事務所	河川環境課長
同上	管理課長
神奈川県環境農政部	化学物質・フロン対策担当課長
横浜市	
環境保全局公害対策部	水質地盤課長
同上	大気騒音課長
同上	環境管理課長
青葉区役所福祉保健センター	生活衛生課長
青葉区役所総務部	区政推進課長
川崎市	
環境局公害部	公害部長（座長）
同上	企画指導課公害企画担当主幹
同上	大気課長
同上	水質課長
環境局生活環境部	生活環境部長（副座長）
	廃棄物指導課長
麻生区役所区民生活部	地域振興課長

事務局：川崎環境局公害部化学物質担当